

令和7年度 空飛ぶクルマ観光魅力促進調査事業 委託業務仕様書

【委託業務名称】 令和7年度 空飛ぶクルマ観光魅力促進調査事業

【履 行 期 間】 契約締結日～令和8年3月31日

1. 事業趣旨・目的

大阪府では、空飛ぶクルマのビジネス化の実現に向けた取組を推進しています。万博後の大阪・関西における空飛ぶクルマの広域的な運航ネットワークの形成に向け、まずはニーズのある観光分野におけるビジネス化の実現をめざします。そのため、令和7年度は、観光分野でのビジネス化にあたり必要かつ最適な離着陸場の候補地の条件や、運航ルートを設定する上での条件を示すための調査を実施し、大阪でのビジネス参入を検討する観光関連事業者等に情報を提供します。

（注1）空飛ぶクルマとは、電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段です。

参考：国土交通省 HP (<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001739488.pdf>)

2. 委託業務の内容

旅行代理店やホテル、レジャー施設、鉄道・バス事業者等の事業者（以下「観光関連事業者」という。）による、空飛ぶクルマを活用した大阪・関西での観光ルートや商品開発等、観光分野でのビジネスモデルの立ち上げ及び大阪府内における空飛ぶクルマ専用離着陸場（以下「離着陸場」という。）の整備につなげるため、観光商品の開発に必要な各種検証や離着陸場整備に向けた投資判断に必要な事業性に係る調査を行うとともに、調査結果に基づくモニタリング等を実施する。また、初期的なユーザーとして想定される観光客を中心としたユーザー層への誘客につながる戦略的なプロモーション手法等のとりまとめを行う。

（1）観光コンテンツ・商品開発に向けた事業性確認調査の実施

①内容

- ・観光客等の旅行者（以下「旅行者」という。）のニーズ等を踏まえ、空飛ぶクルマを活用した観光ルート（以下「ルート」という。）及び離着陸場の事業性検証を行うため、ルートのモデルとなる離着陸場の候補地を2か所以上設定する。
- ・観光分野におけるビジネス展開に適切なルートや離着陸場の適地を設定するうえで必要な条件を調査・分析したうえで、その条件を具体化する。
- ・また、設定したルートや離着陸場候補地で事業を実施した場合における、事業採算性等を踏まえた実現可能性の検証を行う。
- ・観光関連事業者が事業性の検証を行うにあたり、必要なデータの項目を調査分析するとともに、収集方法や活用方法についても明らかにする。

②留意事項

- ・離着陸場の候補地を設定するにあたっては、観光分野でのビジネスが見込まれる場所であり、必要なデータの収集や事業性の検証が可能な場所を選定すること。
- ・調査にあたっては、**2028**年までに観光分野で商品化されるよう、今後の大阪における都市計画等も踏まえながらルートや離着陸場等の検討を行うこと。
- ・ルートや離着陸場等の検討にあたっては、大阪府内を起点とすること。
- ・ルートの設定にあたっては、空飛ぶクルマの特性や目的地代替空港等の設定、大阪府内における多様な観光資源を踏まえたうえで検討すること。
- ・本調査にあたっては、以下の内容を含めて実施すること。
 - i 大阪・関西での空飛ぶクルマを活用した観光分野における市場の成長予測
 - ii 空飛ぶクルマの運航事業者及び離着陸場の整備・運営事業者の収益モデル
 - iii 観光関連事業者による商品化の検討に資する収益モデル
 - iv 観光分野における利用者層のニーズ把握（利用意向、負担可能な費用等）
 - v ルートや離着陸場等の検証にあたり必要となる、大阪府の主要な地点（関西国際空港及び主要ターミナル駅等）からの観光客の動向（動線・移動手段・滞在先・滞在日数等）の把握
- ・調査結果については、以下のスケジュールを目的に、大阪府に報告を行うこととし、調査の進捗については、大阪府との定期的なミーティングの機会を設定し、適宜共有すること。

（スケジュール）

令和7年8月末：ルート及び離着陸場モデルの選定結果、離着陸場の選定にあたって必要となる基礎的なデータの概要

令和7年9月末：事業性検証に係る概算及び各種調査データの概要

令和8年3月末：（1）に係る全ての調査結果

【提案を求める事項】

- ① 本調査において想定されうるルートについて、その理由も含めて具体的に提案してください。
- ② 調査分析の手法及び内容について、独自の知見やノウハウを活かして、具体的に提案してください。

（2）事業可能性に係るモニタリング調査の実施

①内容

- ・（1）の調査等の結果に基づき、設定したルートについて、観光関連事業者の担当者を対象としたヘリコプター等を用いたモニターツアーなど、空飛ぶクルマを活用することによる疑似体験ができる機会を提供する。
- ・空飛ぶクルマを活用した観光商品を開発するにあたり、観光関連事業者が必要とする情報やデータ収集を行うとともに、モニタリング参加者に対するアンケート等を通じて、必要なデータの収集を行う。

②留意事項

- ・体験機会を提供するにあたり、参加者が観光分野における具体的な活用についてイメージができる内容とすること。また、実施回数を定めるものではないが、商品開発に向けたデータ収集に必要な回数を実施すること。
- ・空飛ぶクルマの特性などを踏まえたうえで、具体的な利活用シーンを想起できる内容とすること。
- ・検証を行うにあたり、より効果的な検証につながる場合には、参加者に一部負担を求めることも可能とする。ただし、必要性や金額の設定にあたっては、大阪府と協議を行い、予め了解を得ること。
- ・ヘリコプター等の利用にあたって必要となる申請等の手続きについては、受託事業者において実施すること。
- ・観光関連事業者が必要とする情報やデータの把握にあたっては、旅行代理店やホテル、レジャー施設、鉄道・バス事業者など、幅広い事業者のニーズを把握すること。
- ・実装初期における空飛ぶクルマのユーザー層としては、来阪観光客が主なターゲットとして考えられることから、観光関連事業者等へのモニタリングの実施にあたっては、こうした設定を踏まえて行うこと。
- ・アンケート等の作成にあたっては、事業の趣旨や目的を踏まえたうえで提案すること。また、項目の設定にあたっては、大阪府と十分に協議のうえ決定すること。
- ・モニタリング参加者の募集にあたっては、公平・公正性の観点から、原則として公募により実施すること。公募での実施が難しい場合には、大阪府と協議を行い、予め了解を得ること。

【提案を求める事項】

- ① モニタリングの実施にあたり、実施内容や回数など具体的に提案してください。
- ② 観光関連事業者が商品の開発にあたり、必要とする情報やニーズを把握するためにヒアリング等を行う具体的な事業者を提案してください。なお、事業者を選定した理由についても、併せて提案してください。

（３）離着陸場の運用手法の検討

①内容

- ・（１）及び（２）の調査、検証を通じて具体化した離着陸場の候補地において、以下の内容を踏まえた、観光客の利用を想定した具体的な運用の検討を行う。
 - i ルートや離着陸場等の整備にあたっての技術的な課題
 - ii 観光分野での商品化を実現するうえでのステークホルダーの抽出及び整理
 - iii 国が公表した「**Vertiport** 設置のための環境アセスメント方針」（※）を踏まえ、必要となる情報やデータ等の整理

※参考：経済産業省 HP

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/robot/environmental_assessment.html)

②留意事項

- ・（１）及び（２）の調査、結果を通じて明らかになった候補地のうち、全ての場所において実施する必要はないが、少なくとも１ヶ所以上で検討を行うこと。
- ・離着陸場の検証にあたっては、国土交通省が定める「バーティポート整備指針」（※）の内容を遵守するとともに、旅客ターミナル等、観光分野で利用する際に必要となる施設も含めて実施すること。

※参考：国土交通省 **HP**

(https://www.mlit.go.jp/koku/content/VPDesignGuidelines_jp.pdf)

【提案を求める事項】

- ① 検証を行う離着陸場の具体的な内容（規模、施設・設備、場所等）を提案してください。
- ② 離着陸場の運用を検証する内容や手法について、独自の知見やノウハウを活かして、提案してください。

（４）商品企画を促進するデータ集等の作成

①内容

- ・（１）から（３）の結果を取りまとめたうえで、その結果の分析を行い公表用のレポートを作成する。
- ・（１）から（３）の調査結果を踏まえ、空飛ぶクルマを活用した観光商品のモデルプランを作成する。
また、作成したモデルプランの具体的な内容が分かるコンテンツを作成する。

②留意事項

- ・公表用レポートの作成にあたっては、空飛ぶクルマに関する知見等が無い事業者であっても、ビジネス化の検討を促すことにつながるよう、専門的な用語の解説や **FAQ** を作成するなど、工夫を行うこと。また、公表用レポートでは、具体的なルートや離着陸場等の場所を示すのではなく、事業者のビジネス化の検討に有用な条件やデータ等を示すこと。
- ・公表用レポートの作成にあたっては、単に結果を記載するのではなく、項目ごとの整理や図表を挿入するなど、分かりやすい内容とすること。
- ・データ等については、大阪府の **HP** において公表することを前提に作成すること。
- ・モデルプランやコンテンツの作成にあたっては、観光関連事業者の空飛ぶクルマ活用した商品化につながる内容にすること。なお、コンテンツの媒体は問わない。
- ・コンテンツの作成にあたっては、令和８年度以降も使用することを踏まえ、著作権等において疑義が生じないよう、受託事業者において調整すること。

【提案を求める内容】

- ① 公表用レポートの具体的なイメージを提案してください。
- ② 商品化につなげていくためのコンテンツについて、具体的に提案をしてください。
- ③ 大阪・関西での観光商品のモデルプランを２つ以上提案してください。

（５）業務スケジュール及び実施体制等

- ・（１）～（４）の業務について、契約締結時期（令和７年６月下旬を予定）から令和８年３月末までの実施スケジュールを示すこと。
- ・（１）～（４）の業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、業務担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

【提案を求める事項】

- ① 業務の実施スケジュールを具体的に提案してください。
- ② 業務実施体制を提案してください（大阪府の許可を得て業務の一部を再委託する場合には、再委託を予定している業務の範囲・内容を明確にすること）。
- ③ 本業務を受託するにあたっての提案事業者の強み（本事業の内容にかかる知見、類似事業の実績・経験、業務遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載してください。

（６）業務運営にあたっての留意事項

- ・最優秀提案事業者に選定されたことを以て、委託業務の内容が確定するものではなく、実施内容については、大阪府と協議のうえ、真摯に履行すること。
- ・チラシやホームページ、実施状況などを外部に公表する場合などにあっては、その詳細について、あらかじめ大阪府と協議すること。
- ・広報媒体の作成にあたっては、色覚障がいのある人や高齢者などに配慮した印刷物を作成すること。
（参考）：「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/>
- ・また、男女共同参画の視点を踏まえた内容とすること。
（参考）：「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/hyougen.html>
- ・業務の実施にあたっては、月２～３回程度、大阪府との定例会議を開催し、業務の進捗状況についての報告や事業実施にあたっての協議等を行うこと。また、会議を通じて、関係職員が常に業務の運営方針を共有するとともに、コミュニケーションの促進を図り、日頃の課題に関する意見交換を行うことにより、効果的・効率的な業務の遂行に努めること。

３．委託費の上限

委託費の総額は **80,000** 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

４．委託業務の一般原則

- （１）業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

- (2) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (3) 業務の主要部分の再委託は禁止とする。なお、業務の一部について再委託の必要が生じた場合は事前に大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

5. 委託業務の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

6. 委託業務の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、業務期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

7. 経費の取扱い

・本業務の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。

・経費のうち、人件費、事業費については、実費弁済（事業者が実際に支払った経費分だけの請求を認める。）の考え方を取ることにする。また、本業務のために支出した全ての人件費、事業費について、給与明細、公的証明書、領収書等の各種証拠書類の提示を求める。

※人件費は実際に支給した給与額等（給与明細等で証明できる額）の積み上げで積算(精算)することとし、いわゆる単価方式（例：支給実績に関わらず、主任研究員は1日 **60,000** 円で一律計上する。）は認めない。

・本業務を行うに必要な経費であって、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内とする。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{事業費}) \times \text{一般管理費率}$$

※一般管理費率は、受託者の内部規定などで定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、**10%**を超えることはできない。

8. その他

(1) 本仕様書については、公募型プロポーザル方式による事業者選定の結果、最優秀提案者となった者と大阪府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。

(2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項や疑義が生じた場合は、大阪府と受託事業者とで協議の上、業務を遂行すること。

(3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(４) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。

(５) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。

(６) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。

(７) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word 形式及び PDF 形式、CD-ROM 等 2 枚）も提出すること。

なお、報告書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作者人格権を行使しないこと。

(８) 本業務を通じて知り得たビジネスプラン及び企業情報は、守秘義務により外へ漏らしてはならない。本委託事業の終了後においても同様とする。

(９) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。